

遊ぶるデイサービスセンター

指定介護予防通所介護相当サービス〔指定通所型サービスA〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人堺暁福社会が設置する遊ぶるデイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態の利用者に対し、適切な介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕を提供することを目的とする。

（介護予防通所介護相当サービス運営の方針）

第2条 介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 介護予防通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「松原市訪問介護相当サービス、通所介護相当サービスおよび介護予防ケアマネジメントの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱」（平成29年4月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 7 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当サービス〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(通所型サービスA運営の方針)

第3条 通所型サービスAの提供にあたって、単に利用者の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。また、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者等、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「松原市通所型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める要綱」(平成29年4月1日施行)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 4 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定通所介護〔指定介護予防通所介護相当サービス〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の運営)

第4条 介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕事業の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 遊づるデイサービスセンター
- (2) 所在地 松原市岡1丁目184番地の1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

介護予防通所介護相当サービス

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている介護予防通所介護相当サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護予防通所介護相当サービス従業者

- | | |
|-------|------------------------------|
| 生活相談員 | 2名以上(常勤2名、うち1名介護職員兼務) |
| 介護職員 | 3名以上(常勤2人、うち1名生活相談員兼務、非常勤1名) |

機能訓練指導員 1名以上（柔道整復師、非常勤、看護職員兼務）
看護職員 1名以上（非常勤、ホーム看護師兼務、機能訓練指導員兼務）

通所介護従事者は、介護予防通所介護相当サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する介護予防通所介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

通所型サービスA

(1) 管理者 1名

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている通所型サービスAの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 従事者 2人

従事者は、通所型サービスAの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 介護予防通所介護相当サービス

営業日は月曜日から土曜日とする。(ただし、1月1日から1月3日までを除く。)

通所型サービスA

営業日は月曜日から金曜日とする。(ただし、1月1日から1月3日までを除く。)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時00分までとする。

(介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 介護予防通所介護相当サービス

1日 5名

(2) 通所型サービスA

1日10名

(介護予防通所介護相当サービスの内容)

第9条 介護予防通所介護相当サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ(介護予防) など

(通所型サービスAの内容)

第10条 通所型サービスAの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (2) 機能訓練
- (3) 給食サービス
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ(介護予防) など

(介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕利用料等)

第11条 介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕を提供した場合の利用料の額は、「松原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」(平成29年4月1日施行)上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、550円を徴収する。
- 5 その他、介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

る。

- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域は、介護予防相当サービスは松原市及び堺市全域とし、通所型サービスAは松原市の区域とする。

（衛生管理等）

第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第14条 利用者は介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕従業者等に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第15条 介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供により事故

が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第16条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年12回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第17条 介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した介護予防通所介護相当サービス〔通所型サービスA〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第19条

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第21条 事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、サービスの提供の日から5年間保存するも

のとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人堺暁福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

この規定は令和8年4月1日より施行する。